

答 申 第 8 6 号
平成24年 2月27日
(諮問公第97号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書について、一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

異議申立人は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、平成21年3月30日付けで「保健福祉部介護保険課が〇〇（以下「特定介護事業所」という。）に対し、平成18年3月27日及び5月11日に①実地指導を実施すると通知した公文書（以下「開示請求1」という。）。②実施指導をするために県の事務処理の決裁を受けた起案文書（以下「開示請求2」という。）。③その後の通知文たる原本（以下「開示請求3」という。）」の公文書開示請求を行った。

これに対し実施機関は、平成21年4月27日付け介福第44号で、公文書一部開示決定を行った。

その後、上記処分を不服として、平成21年5月26日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

「異議申し立てに係る公文書一部開示決定処分の不開示理由を取り消し、開示するとの決定を求める。また②は真正書面の開示を求める。」というものである。

(3) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書において述べている異議申立ての主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 開示請求1について

(ア) 手修正された起案文ではない「通知文」が、電磁的記録において修正され、残存するものである。それを開示請求している。明らかに文書不存在ではない。

(イ) 過去の開示請求において、特定介護事業所に通知した、平成19年11月5日付けの通知書が開示されており、不存在とする説明は不自然、不合理であり、他に公文書の存在を窺わせる特段の事情が認められる。

(ウ) 県は起案文一式と説明しており、実地指導の起案文が残っていれば、通知した公文書、その後の通知文たる原本も保存してあると認識でき、原本が保存されていないということは、到底不自然であり、説明に矛盾がある。

イ 開示請求2について

- (ア) 県は全部開示としたが、あるがままの開示ではない。
- (イ) 5月11日の実地指導の起案文は真正書面ではない。
- (ウ) 5月11日の押印は受付印である。異議申立人は決裁を受けたものを開示請求しているのであり、他に決裁日付印が押印されている5月11日の公文書の存在を窺わせる特段の事情が認められる。
- (エ) 5月11日の起案文一式の実地指導時間は午後9時から12時までであるが、その時間帯の超過勤務がなく、不自然、不合理であり、他に公文書の存在を窺わせる特段の事情が認められる。
- (オ) 不自然、不合理であり、他に電子データが存在している事情は明らかである。
- (カ) 起案日が3月17日であるはずがない。「電子データを修正せずに」とする処分理由説明がまかり通るはずがなく、明らかに不自然、不合理であり、他に公文書の存在を窺わせる特段の事情が認められることは明らかである。

ウ 開示請求3について

- (ア) 上記ア(イ)(ウ)、イ(オ)と同じ。
- (イ) 残存する電磁的記録を加工し、開示する義務がある。
- (ウ) 実地指導の原本を県が保存する必要があるものであり、文書不存在であるはずがない。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 開示請求1及び3について

平成19年11月5日付け通知文については、通知文の写しを保有していたため開示したが、本件請求に係る通知文の写しは保有していない。

(2) 開示請求2について

ア 異議申立人は、5月11日実施に係る起案文一式について、起案日が3月17日であること、実地指導の時間が午後9時から12時であることなどを理由に当該文書は真正書面ではない旨主張しているが、これは5月11日実施分の起案を作成するに当たり、3月27日実施分の起案の電子データを利用したところ、データを修正せずに起案文としたこと等によるものである。

イ 関係するファイル等も確認したが、請求に対応する公文書は、当該公文書以外にはない。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成21年6月19日	諮問を受けた。
8月4日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
8月17日	異議申立人に処分理由説明書を送付し、意見書の提出を求めた。
9月25日	異議申立人から意見書を受理した。
平成23年9月5日	諮問の審議を行った。
11月4日	諮問の審議を行った。(実施機関から処分理由等を聴取)
平成24年2月16日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 開示請求1及び3について

(ア) 請求対象公文書について

開示請求1における請求に係る公文書は、介護保険課（現在は介護福祉課）が特定介護事業所に対し、平成18年3月27日及び5月11日に実地指導を実施すると通知した公文書であり、開示請求3における請求に係る公文書は、当該通知文の原本である。

実施機関は、開示請求1及び3のいずれについても、通知文の写しは保有していないことから不開示としたとしている。

異議申立人は、文書不存在ではないとして開示を求めていることから、不存在を理由とする不開示の妥当性について検討する。

(イ) 不存在を理由とする不開示の妥当性について

当審査会が事務局職員に確認させたところ、介護保険法に基づく介護保険施設等への実地指導の実施については、「鹿児島県介護保険施設等指導及び監査実施要領」に定められており、同要領において、介護保険施設等への通知文の原本及び写しの保存、保管は規定されていなかった。

また、実施機関における文書事務について定めた鹿児島県文書規程においても、通知文の原本及び写しを保管、保存するよう定めた規定は確認されなかった。

したがって、本件対象公文書は保有していないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

なお、異議申立人が別途行った公文書開示請求において、特定介護事業所への通知文の写しが開示されていることから、念のため、当審査会事務局職員に特定介護事業所及び異議申立人に係る公文書を確認させたところ、介護福祉課執務室内及び文書庫内に、開示請求1及び3に対応する公文書の存在は確認されなかった。

以上のことから、開示請求1及び3について、不存在を理由に不開示とした実施機関の判断は妥当である。

イ 開示請求2について

(ア) 請求対象公文書について

開示請求2における請求に係る公文書は、介護保険課が特定介護事業所に対し、平成18年3月27日及び5月11日に実地指導をするために決裁を受けた起案文書である。

実施機関は、「介護保険法第24条及び第83条の規定に基づく実地指導の実施について(伺い)」(以下「本件開示文書」という。)とする起案文書を対象公文書として特定し、全部開示している。

異議申立人は、5月11日実施分の起案文書につき、決裁日付印が押印されていないこと、起案日が前年度の日付である平成18年3月17日であること、実地指導の時間が午後9時から12時までと記載されているが、その時間帯の超過勤務がないこと等を理由に、開示された文書は真正書面ではなく、他に公文書の存在を窺わせる特段の事実が認められると主張していることから、対象公文書の特定の妥当性について検討する。

(イ) 対象公文書の特定の妥当性について

異議申立人の上記主張に対して、実施機関は、5月11日実施分の実地指導の起案を作成するに当たり、3月27日実施分の起案の電子データを利用したところ、データを修正せずに起案文としたこと等によるものであり、請求に対応する公文書は本件開示文書以外にないと説明している。

当審査会で対象公文書を確認したところ、回議欄に決裁権者である平成18年度当時の介護保険課長の押印はなされており、決裁日付印は押印されていないが、決裁を受けた起案文書であることが確認できた。

また、念のため、当審査会事務局職員に特定介護事業所及び異議申立人に係る公文書を確認させたところ、特定介護事業所に対する3月27日及び5月11日の実地指導の実施に係る起案文書は本件開示文書以外に確認されなかった。

したがって、本件開示文書を対象公文書として特定した実施機関の判断は妥当である。

ウ 電磁的記録による開示義務について

異議申立人は、電磁的記録による開示を請求する旨主張しているが、電磁的記録による開示の請求については、本件は文書又は図画の閲覧及び写しの交付を請求しているものであり、異議申立てにおける別途の実施方法による開示の請求について、当審査会では判断しない。

エ その他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 付帯意見

当審査会は、本件審査を通じ、実施機関における公文書作成のあり方についても議論したので、次のとおり意見を付する。

本件の対象公文書には、時間の記載等に明らかな誤りが認められ、このことが異議申立人に、開示文書は真正な公文書ではないとの不信感を与える一因となっている。実施機関においては、誤記等のないよう、公文書作成に当たっては、より一層、正確を期すことを要望する。